

養老町まちづくりビジョン・後期テーマ別戦略及び 第3期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略策定支援業務仕様書

1. 業務の目的

本業務は、まちの将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」の実現を目指して、令和3年2月に策定された「養老町まちづくりビジョン（以下「まちづくりビジョン」という。）」に基づき、諸施策を推進してきたが、令和7年度末で「テーマ別戦略」の計画期間が終期を迎えることから、引き続き、本町の「まちづくりの総合的なナビゲーション」として総合的・計画的にまちづくりを推進するため、まちづくりビジョンの検証・見直しを行うとともに、令和8年度を初年度とする「養老町まちづくりビジョン・後期テーマ別戦略（以下（後期テーマ別戦略）という。）」を新たに策定するものとする。コロナ禍による「新しい生活様式」を取り入れた町民生活の支援や持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けたSDGsの視点の導入、カーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すGXの推進、高度情報化・国際化の進展に適應するDXの推進、少子高齢化・人口減少・経済情勢の変動など地域社会を取り巻く環境の変化に的確に対応し、町民目線の町政運営を行える基本方針や施策・事業を定め、計画的・効率的な行政運営が行える計画を策定することを目的とする。

また、まちづくりビジョンに位置付ける各施策を地方創生の推進や戦略的な取組として整理し、将来にわたって住み続けられるまちづくりを進めるため、令和3年3月に策定した「養老町人口ビジョン（改訂版）・第2期まち・ひと・しごと養老町総合戦略」が令和7年度末に計画期間の終期を迎えることから、後期テーマ別戦略との整合性を図りつつ、「第3期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略（地方人口ビジョンを包含）（以下「第3期総合戦略」という。）」を後期テーマ別戦略に包含した一体的な計画（以下「後期テーマ別戦略等」という。）として策定を行うものとする。また、令和5年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」を踏まえ、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとともに、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるため、具体的な地方活性化の取組むべき施策を盛り込むものとする。

2. 業務名

養老町まちづくりビジョン・後期テーマ別戦略及び第3期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略策定支援業務

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月10日（火）まで

4. 後期テーマ別戦略等の概要

(1) 後期テーマ別戦略

地方自治法の改正により基本構想の策定義務が撤廃されたなか、本町のまちづくりの総合的なナビゲーションとして独自で策定した町の最上位計画であり、基本構想、テーマ別戦略及び組織別行動計画により構成される。

1. 基本構想

基本構想は、本町のまちづくりの基本理念、将来像及び施策の大綱を示したものであり、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間としている。このため、大幅な見直しは行わないが、社会情勢等の変化や国・岐阜県の動向により、新たな視点の追加や修正を行うものとする。

2. 後期テーマ別戦略

基本構想に掲げた将来像をテーマ別に展開したものであり、前期計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としている。本業務では、令和8年度から令和12年度までの後期テーマ別戦略を策定することとする。

3. 組織別行動計画

テーマ別戦略に掲げた「実現したいまちの姿」を実現するための具体的な取り組みを、課や係の行動計画としてまとめたものであり、毎年更新するもの。

(2) 第3期総合戦略

デジタル田園都市国家構想総合戦略に定める地方版総合戦略である第3期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略と最新の国勢調査の結果から独自の人口推計を行い、目標人口を定めた地方人口ビジョンにより構成される。

1. 第3期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略

第2期まち・ひと・しごと創生養老町総合戦略の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としており、本業では、令和8年度から令和12年度までの次期計画を策定することとする。

2. 地方人口ビジョン

令和2年国勢調査の結果から国立社会保障・人口問題研究所が推計した本町の将来推計人口を基に独自の仮定を考慮した将来人口を推計するとともに、目標人口を設定する。

5. 委託業務の内容

(1) 町民意識調査の実施

後期テーマ別戦略等の策定にあたり、まちづくり全般に対する町民の意向を把握するため、無作為抽出による18歳以上の町民2,000名を対象に町民意識調査を実施する。設問については発注者がHP上で実施している地域幸福度（Well-Being）指標を活用したまちづくりアンケート（【URL】

<https://logoform.jp/form/piKp/454618>) を活用し、紙媒体及びW e b 上での回答に対応できるものとする。

1. 調査票レイアウトの作成
2. 結果集計・分析
3. 調査結果報告書の作成

なお、調査票の印刷、発送及び回収は発注者が行う。

(2) 住民参画の推進

本町が進めてきた「協働のまちづくり」をさらに推進するため、住民団体等が主体となり、参加した町民が今後、まちづくりの担い手となるようなきっかけと気づきを得られる時間を創造するとともに、後期テーマ別戦略等の策定に活用すること。

※手法等について、高度な見地からの企画提案を求める。また、実施運営等に関しても委託業務の内容に含める。

(3) 養老町の現状把握

1. 前期テーマ別戦略等の進捗状況の整理

町が実施した前期テーマ別戦略等における施策の実施状況や課題、成果指標の達成度の把握を行う。把握にあたっては、町が毎年度行う進捗状況調査の結果を活用するとともに、必要に応じて調査シートを作成し、各部署に作成を依頼した結果を集計するものとする。

2. 町長ヒアリングの実施

(4) 各種会議等の運営支援

資料作成、会議への参加、議事録の作成及び意見の整理と分析を行い、後期テーマ別戦略等への反映に向けた支援を行う。

1. 養老町計画審議会及び養老町地方創生推進委員会（同時開催）

- ①令和6年度 3回程度
- ②令和7年度 3回程度

2. 養老町企画調整会議及びプロジェクトチーム会議

- ①令和6年度 各3回程度
- ②令和7年度 各3回程度

(5) 後期テーマ別戦略等の骨子案の検討・立案・とりまとめ

上記(1)から(4)を踏まえ、課題等を整理し、町の目指すべき方向性、計画フレーム・体系案等について必要に応じて修正等を行い、骨子案を立案・作成することとする。また、令和5年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」を踏まえ、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きに留意して、デジタルの力を活用した地域活性化のための取り組むべき施策を盛り込むものとする。本計画においては、第3期総合戦略を後期テーマ別

戦略に包含した一体的な計画として策定するため、後期テーマ別戦略等の計画フレーム・体系案等に組込む以下の内容について、検討・提案を行う。

1. テーマ別戦略ごとの計画立案
2. SDGs と施策の関連付けの支援
3. 成果指標（KGI、KPI等）の見直しに関する支援
4. 組織別行動計画による進行管理・評価に関する手法の提案
5. 地方人口ビジョンの策定

なお、骨子案は、令和8年度当初予算編成時に活用できるよう、令和7年8月までに提案することとする。

(6) 後期テーマ別戦略等の素案の検討・立案・とりまとめ

本業務で実施・検討した結果に基づき、住民との協働による有効かつ効率的な取組や施策を検討し、目標を達成するための基本方針、各テーマ別の施策や事業、成果指標の設定、評価手法等を含めた後期テーマ別戦略等の素案を立案・作成する。また、計画内容を分かりやすく町民に周知することを目的に、親しみやすいデザイン・編集を行うとともに、文字の大きさやルビ等に配慮した見やすいデザインを心掛けることとする。概要版についても同様に立案・作成すること。なお、印刷・製本については、別途、発注者が行う。

6. 年度別の主な業務内容

(1) 令和6年度

1. 町民意識調査の実施
2. 住民参画の推進
3. 養老町の現状把握
4. 各種会議等の運営支援

(2) 令和7年度

1. 養老町の現状把握
2. 各種会議等の運営支援
3. 後期テーマ別戦略等の骨子案の検討・立案・とりまとめ
4. 後期テーマ別戦略等の素案の検討・立案・とりまとめ

7. 成果品

(1) 後期テーマ別戦略等

WORD及びPDF形式にて保存した電子記憶媒体（CD-ROM） 1部

(2) 後期テーマ別戦略等概要版

WORD及びPDF形式にて保存した電子記憶媒体（CD-ROM） 1部

(3) その他の成果物一式（町民意識調査結果、住民参画の推進、各種会議資料等）

8. その他

- (1) 本業務の実施において、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。
- (2) 受注者は、業務の目的を理解して業務に努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定めのない事項であっても積極的に提案を行い、発注者と協議のうえ、誠意を持って対応するものとする。
- (3) 本業務の成果品（業務過程におけるデータ等を含む。）における一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については受注者が使用許可等を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者が一切の責任を負うものとする。
- (5) 業務遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適正に個人情報を取扱うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者がその都度協議のうえ、決定するものとする。